

協議第 10 号の 1

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 15 年 3 月 27 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

新町における農業委員会の、選挙による委員の定数は 20 名とする。
南部町と南部川村の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、互選により 20 名の委員が新町の農業委員会の委員として在任する。
在任期間については、合併までに調整する。

平成 年 月 日確認